ASBJ

第 528 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(5)-3

日付　2024 年 6 月 20 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 527 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）において、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱い（単純化したアプローチ）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いに関する意見）

2. ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱いとして、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS9 号」という。）の単純化したアプローチに関する定めを取り入れるとする事務局の提案に賛同する。

3. IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れる方向性には賛同しているものの、日本基準の定めに取り込むにあたっては工夫が必要と考える。貸倒引当金の算定方法を見直すことで現行基準における一般債権や貸倒懸念債権といった債権区分に関する定めは不要になると理解しているものの、これらの債権区分の定めを廃止することについては関係者の意見を踏まえて慎重に検討いただきたい。

4. IFRS 第 9 号の営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた算定方法を設例に含めることに関して、将来予測情報として考慮する要素を具体的に記載することを検討いただきたい。

（その他の意見）

5. 将来予測情報の考慮に関連して、貸倒実績率が上昇するよりも前に貸倒引当金の積み増しが行われるという実務となるという理解でよいか確認したい。

6. 会計基準等の定めが大きく変わることによる不安を軽減させる観点から、一般事業会社向けに実務上影響が生じる部分に関して周知することを検討いただきたい。

以　上